

(1) 主な内容

	改正健康増進法	東京都受動喫煙防止条例
	平成30年7月25日公布	平成30年7月4日公布
施設の類型	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）  病院・児童福祉施設・行政機関・バス・タクシー・航空機 幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校	敷地内禁煙（屋外喫煙場所設置可）  病院・児童福祉施設・行政機関・バス・タクシー・航空機 <b>【幼稚園・保育所・小学校・中学校・高等学校】</b> 敷地内禁煙 (屋外喫煙場所設置不可)
	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)  上記以外の多数の者が利用する施設 (例) 老人福祉施設・運動施設・ホテル・事務所・船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室内でのみ喫煙可)  同左
	<b>【飲食店】</b> 客室面積100㎡以下で、個人又は中小企業(資本金5000万円以下)が経営する場合は、喫煙専用室がなくても喫煙可。 ただし20歳未満の立入禁止を行う。	<b>【飲食店】</b> 客室面積100㎡以下で、個人又は中小企業(資本金5000万円以下)が経営、かつ従業員を使用していない場合は、喫煙専用室がなくても喫煙可。 ただし20歳未満の立入禁止を行う。
罰則規定	義務違反者に対して、50万円以下の罰金(過料)	義務違反者に対して、5万円以下の罰金(過料) (都独自規定について)
取締り規定	保健所設置市区が、勧告や命令等の取締りを担う。 (法定受託事務)	保健所設置市区が、勧告や命令等の取締りを担う。 (条例による事務処理の特例)

(2) 施行スケジュール

		2018年	2019年			2020年
		7月	1月	2月	9月	4月
国	健康増進法	7月25日 健康増進法公布	一部施行① 国及び地方公共団体の責務	政省令公布	一部施行② 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関店頭表示ステッカー	全面施行
都	都条例	7月4日 都条例公布	一部施行① 都・都民・保護者等の責務等	施行規則公布		